

山梨県未利用木材搬出支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県の充実しつつある森林資源の循環利用及び未利用間伐材等の有効活用を推進するため、次の各号に掲げる者(以下「補助事業者」という。)が、未利用木材の搬出・収集・運搬コストの低減に資する林業機械をレンタルする経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

- (1) 森林組合及び森林組合連合会
- (2) 林業者等の組織する団体
- (3) 木材関連業者等の組織する団体
- (4) 民間事業者
- (5) その他知事が適当と認める者

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する補助金の交付の対象となる事業及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金等交付申請書の様式及び提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の

承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、第3条の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、第3条ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- (6) 補助事業者は、県が実施する未利用間伐材等の搬出・収集・運搬作業の調査・検証に協力するものとする。

（実績報告書の様式、提出期限）

第5条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は事業を完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付方法）

第6条 補助金は、精算払いとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第7条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第8条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年

度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

補助区分	補助対象経費	補助率	補助対象機械	軽微な変更
山梨県未 利用木材 搬出支援 事業	対象機械のレンタ ルに要する経費	補助対 象経費 の2分 の1以 内	木質バイオマスの収集・ 運搬等に係る次の機械 1 移動式木材破砕機 2 破砕機能付きグラッ プル・プロセッサ 3 その他知事が認めた もの	補助事業の目的の達 成に支障をきたさな い事業計画の細部の 変更であって、交付決 定を受けた補助金の 額の増額を伴わない 場合

様式第1号

番
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県未利用木材搬出支援事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり実施したいので、山梨県未利用木材搬出支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) チップ用材搬出予定材積

(3) チップ用材搬出予定先

3 交付申請額 金 円

4 事業計画

施行地	使用予定機械	型式・規格	数量	備考
			台	

5 収支予算

(1) 収入

施行地	補助金	自己負担金	計
	円	円	円

(2) 支出

区分	予算額	算出基礎
	円	

6 事業着手予定年月日

7 事業完了予定年月日

8 添付書類

- (1) 施行地の位置を記載した図面(5千分の1)
- (2) 使用予定機械のレンタルに要する経費の内訳を示す書類
- (3) その他必要な書類(工程表等)

様式第2号

番
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県未利用木材搬出支援事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、山梨県未利用木材搬出支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

変更の場合、交付申請書の記載事項に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第3号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県未利用木材搬出支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県未利用木材搬出支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業実績

施行地	使用機械	型式・規格	数量	備考
			台	

2 収支決算

(1) 収入

施行地	補助金	自己負担金	計
	円	円	円

(2) 支出

区分	予算額	精算額	差引増減額	精算額算出基礎
	円	円	円	

3 実施内容 (様式第 3 号の 2)

4 添付書類

(1) 伐採箇所並びに土場、作業路網及び機械使用場所の位置を記載した図面
(5 千分の 1)

(2) その他必要な書類

5 支払方法 振込先金融機関名

預金種別

口座番号

口座名義人

様式第4号

番 号
平成 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県未利用木材搬出支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった山梨県未利用木材搬出支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった山梨県未利用木材搬出支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容の変更（補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに、知事に報告しなければならない。
- (5) 補助事業者は、県が実施する未利用間伐材等の搬出・収集・運搬作業の調査・検証に協力しなければならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は事業を完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。